

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	2	府 省 庁 名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （軽油引取税）		
要望 項目名	石油化学製品用途の廃プラスチック由来軽油に係る課税免除の特例措置の創設		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） プラスチック使用製品廃棄物の熱分解（これに類するものを含む）により得られ、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）第11条第4項の認定を受けた事業者が地方税法第144条の7に規定される元売業者に対して、石油化学製品を製造するための原料の用途として譲渡する軽油 ・ 特例措置の内容 石油化学製品用途の廃プラスチック由来軽油に係る軽油引取税の課税を免除する。		
関係条文	地方税法第144条の3第1項第5号 地方税法第144条の6 地方税法施行令第43条の6		
減収 見込額	[初年度] 精査中 （ － ） [平年度] 精査中 （ － ） [改正増減収額] － （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 廃プラスチックの高度な資源循環の促進に加え、輸入ナフサ依存の低減を通じた経済安全保障の確保への貢献を目指す。 （２）施策の必要性 廃プラスチックの油化は、廃プラスチックを炭化水素油へと再転換し、石油化学原料（ナフサ代替）として再利用可能とする技術であり、従来のリサイクル技術では再生プラスチックの利用が難しかった食品や医薬品の容器包装等への利用を可能とする重要な取組である。第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）において、「排出された廃プラスチックについては、マテリアルリサイクル及び循環型ケミカルリサイクル（ケミカルリサイクルのうち、廃プラスチックをプラスチック原料に戻す目的で実施するケミカルリサイクルのこと。）で素材循環重視のリサイクルを行い、焼却・最終処分される量を大幅に削減する」こととしており、特に、従来の焼却や熱回収とは異なり、プラスチックを再びプラスチック原料へ戻す「水平リサイクル」を実現できる点で政策的重要性は高く、政府が掲げる資源循環政策やGX推進戦略とも整合する。 現行の軽油引取税制度においては、油化により得られる再生軽油が元売業者に譲渡された後、元売業者で精製して基礎石油化学製品や軽油等が製造され、当該軽油分を石油化学原料用途として下流の事業者へ譲渡される場合であっても、当該軽油分については、油化事業者による譲渡の時点でみなし課税の対象となっている。 廃プラスチックの油化リサイクルを促進するため、再資源化事業等高度化法に基づく事業計画において、再生軽油が元売業者に石油化学製品を製造するための原料の用途で譲渡された後、精製して得られる軽油を石油化学用途として譲渡することが証される場合に、当該再生軽油に係る軽油引取税の課税を免除する特例措置を導入することが必要である。		
本要望に 対応する 縮減案	－		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 資源循環政策の推進 4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-2. 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進
		政策の達成目標	廃プラスチックの油化により得られた軽油を石油化学原料として供給する際の費用が抑制されることにより、廃プラスチックの資源循環を促進し、高品質な再生材の安定的な供給を確保するとともに、焼却等される廃プラスチックの量を削減する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	指標：石油化学製品用途の廃プラスチック由来軽油の供給量 目標値：石油化学製品用途の廃プラスチック由来軽油の供給量の増加
		政策目標の達成状況	現時点では、石油化学製品用途の廃プラスチック由来軽油の供給は進んでいない。
	有効性	要望の措置の適用見込み	廃プラスチックの油化を行う事業者 数社
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	熱分解により得られた軽油については、石油由来の軽油と比較してその再生処理の工程に費用が生じていることに加え、石油由来の軽油には課税されない軽油引取税が課されているところ、本税制により、石油化学原料として供給する際の費用が抑制されることでその供給量の増加が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	熱分解により得られた軽油に対する他の税制上の支援措置は講じていない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	熱分解により得られた軽油に対する他の予算上の措置等は講じていない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	地方税法第 144 条の 6 においては、石油化学製品を製造する事業を営む者が石油化学製品を製造するためにその原料の用途に供する軽油の引取りに対しては、軽油引取税が課されないとされているところ、本特例措置の対象となる軽油は、石油化学製品を製造するためにその原料の用途に供する軽油のみを対象とするため、地方税法上の免除規定の趣旨と照らし合わせても妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—